

奨学金の貸与を希望する皆さんへ

〔 令和9年度交通遺児等奨学生(大学)
予約募集 〕

- この奨学金は、給付（もらう）ではなく、貸与（借りる）するものです。
- この奨学金の貸与を受けるのは、申請者（生徒）本人であり、奨学金の貸与終了後は、申請者（生徒）本人及び連帯保証人に返還義務があります。
- 貸与終了後、必ず返還する義務があることを承知した上で申請してください。
- 申請に関する問合せは、学校の奨学金担当者へお尋ねください。

学校への提出期限：令和8年 月 日

公益財団法人鹿児島県育英財団

1 募集の趣旨

この奨学制度は、生計維持者が道路等における交通事故で死亡又は負傷のため著しい後遺障害があつて働けなくなった家庭の子等に対して奨学金の貸与を行い、もつて本県教育の発展を図るものです。

2 奨学金の種類、貸与月額

募集人員（予定）	区 分		貸与月額（予定）
若干名	大 学	国公立	51,000円
		私 立	64,000円

(注) 日本学生支援機構との併用はできない。

3 奨学金貸与期間

貸与期間は、原則として、令和9年4月から卒業するまでの正規の修学期間です。

4 応募の資格

鹿児島県内に生活の本拠を有する者の子等で、次の各号に該当する者です。

- (1) 保護者等が道路等における交通事故で死亡又は負傷のため著しい後遺障害があつて働けなくなった家庭の子等
- (2) 令和9年4月大学等に進学しようとする者

(注) 放送大学、大学及び短期大学の通信教育学部、職業能力開発訓練校等、文部科学省管轄外の学校、海外の大学等は対象外とする。

5 奨学金の選考基準

応募の資格を有し、人物及び学力の基準を満たす者について学校長が推薦し、推薦された者の家計を含め、総合的に審査・選考を行います。

(1) 人物

次のア～ウの各号の全てに該当する者

ア 途中で学業を放棄することがないと思われる者

イ 学習活動、その他生活全般を通じて、態度・行動が生徒としてふさわしく、将来良識ある社会人として活動できる見込みがある者

ウ 奨学金返還の義務について、責任を自覚できる者

(2) 学力基準

鹿児島県内の高等学校等の前学年（既卒者は全学年）までの相当学年の全履履修教科・科目における（学業成績の評定平均値が、5段階評価で3.0以上である者。

ただし、3.0未満であっても、勉学意欲があり、大学等を修了できる見込みがあると認められる場合、「3.0相当」として、特例として推薦することができる。

(3) 家計基準

生計維持者の貸与額算定基準額の合計が381,500円であること。

（貸与額算定基準額の算定方法は **別紙** を参照）

6 応募に必要な書類

奨学金の応募には、次の書類が必要です。必要な書類は、在学している学校から受け取り、表紙に書かれた提出期限までに、学校へ提出してください。

(1) 全員が提出するもの

ア	奨学金貸与申請書（交通遺児等奨学生（大学）：予約募集）（第1号様式）
イ	令和9年度交通遺児等奨学生（大学）予約募集申請チェックシート
ウ	交通事項証明書（原本） ※自動車安全運転センター発行等、事故の内容や発生日時が分かる証明書
エ	生計維持者の令和8年度（令7年分）所得額課税額証明書（原本）又は 世帯全員分の名前が記載された生活保護受給証明書（原本） ※①～⑦の項目が記載されたものを提出してください。 ただし、②、③の記載がない場合は、それぞれ0円として審査を行います。 ①課税標準額 ②調整控除額 ③税額調整額 ④扶養親族数及び内訳 ⑤控除等に係る本人該当区分 ⑥合計所得金額 ⑦総所得金額等 ※ 生活保護受給証明書は、市町村役場又は福祉事務所が発行するものとする。

所得額課税額証明書について

「所得額課税額証明書」は、令和8年1月1日時点で居住している市区町村から発行されるが、書類の名称が異なる場合があります。

また、上記エに記載した項目が記載された証明書の発行について、コンビニ交付されない市区町村もあるため、交付を受ける際は、市区町村の税担当窓口へ確認してください。

(2) 該当者のみ提出するもの

	該当区分	提出書類
ア	児童養護施設等に入所している者 (18歳となる前日まで入所していた者も含む。)	入所等を証明する書類（原本） 【施設長等が記入した別紙様式1又は施設長等が発行する施設等在籍証明書、児童（里親）委託証明書等】
イ	里親に養育されている者	
ウ	失業中の場合（希望者のみ） (令和7年中に就労していたが、応募時において失業中の場合)	離職日の確認できる書類 【離職証明書、雇用保険被保険者離職票の写し、解雇通知書等】
エ	収入が著しく減少した場合 (希望者のみ) (令和7年中に就労していたが、申込までの間に再就職等により収入が著しく減少した場合)	申請時から向こう1年間の収入見込み額が分かる証明書（原本） 【会社等が記載した別紙様式2又は会社等独自の様式】

ウ、エについては、審査の結果、貸与額算定基準額が基準額を満たさず、減少後の収入額で再審査を希望する場合のみ提出してください。

その他、育英財団が必要と認める書類の提出を依頼する場合があります。

なお、一度提出された書類は、原則、返却できません。

7 住所コード一覧

市町村名	住所コード	市町村名	住所コード	市町村名	住所コード
鹿児島市	46201	志布志市	46221	大島郡大和村	46523
鹿屋市	46203	南九州市	46223	大島郡宇検村	46524
枕崎市	46204	姶良市	46225	大島郡瀬戸内町	46525
いちき串木野市	46218	鹿児島郡三島村	46303	大島郡龍郷町	46527
阿久根市	46206	鹿児島郡十島村	46304	大島郡喜界町	46529
奄美市	46222	薩摩郡さつま町	46392	大島郡徳之島町	46530
出水市	46208	出水郡長島町	46404	大島郡天城町	46531
伊佐市	46224	姶良郡湧水町	46452	大島郡伊仙町	46532
指宿市	46210	曾於郡大崎町	46468	大島郡和泊町	46533
南さつま市	46219	肝属郡東串良町	46482	大島郡知名町	46534
霧島市	46220	肝属郡錦江町	46490	大島郡与論町	46535
西之表市	46213	肝属郡南大隅町	46491		
垂水市	46214	肝属郡肝付町	46492		
薩摩川内市	46215	熊毛郡中種子町	46501		
日置市	46216	熊毛郡南種子町	46502		
曾於市	46217	熊毛郡屋久島町	46505		

※ 学校コードは、各学校の奨学金担当者へ確認してください。

8 留意事項

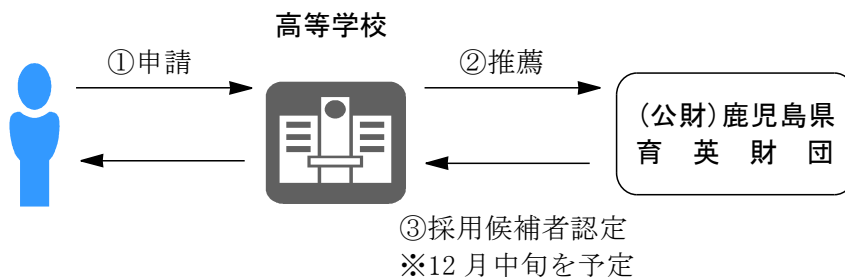
- (1) 提出前に、申請に必要な書類がそろっているか確認してください。
 - ・ 申請書の記入もれ、記入誤り及び押印もれはないか。
 - ・ 添付書類は、全てそろっているか。
- (2) 採用候補者が次の事例に該当する場合は、採用内定が取消しとなります。
 - (ア) 保護者が県外に転居する場合
 - (イ) 対象外の大学等に進学する場合
- (3) 生活保護受給世帯について

奨学金の貸与が収入と認定され、保護費等を減額調整されたり、奨学金を辞退するよう指導される場合がありますので、市町村役場又は福祉事務所等へ必ず相談をした上で申し込んでください。
- (4) 市町村奨学金等との重複貸与について

市町村等によっては、他の奨学金との重複貸与を認めていない場合がありますので、併願をしている場合は、必ず市町村等へ確認をしてください。

9 申請から採用候補者の認定まで

- (1) 在学する、又は卒業した高等学校等を通して申請してください。
- (2) 選考については、令和8年12月中旬までに募集人員の範囲内で採用候補者等を認定し、高等学校等へ通知します。



10 採用決定までの流れ

令和9年4月に「在学証明書」が提出された後、当財団から採用候補者宛てに「誓約書・奨学金借用証書」の様式を送付し、採用候補者から当財団への「誓約書・奨学金借用証書」の提出を確認した後、正式に奨学生として採用決定し、奨学金を交付します。

また、「誓約書・奨学金借用証書」の提出に当たっては、**第一・第二連帯保証人が必要となり、両連帯保証人の印鑑登録証明書の提出も必要**となります。提出期限も短いため、事前に関係者間で、奨学金についての共通した認識を持つようにしてください。

なお、**決められた期日までに提出のない者や不備の修正等が完了しなかった場合は、採用候補者の認定を取り消します。**

連帯保証人について

- ・ 第一連帯保証人には、親権を持つ父母のどちらか（親権者がいない場合は後見人）を選任してください。
- ・ 自己破産者（免責になった者も含む。）や再生債務者及び未成年者は選任できません。（父母とも自己破産者の場合は、本人の親族を選任してください。）
- ・ 第二連帯保証人には、本人及び第一連帯保証人とは別生計の人を選任してください。

11 奨学金の貸与方法と交付日

奨学金は、**奨学生本人名義の鹿児島銀行の普通預金口座**に振り込みます。

該当月	交付日（採用初年度）	交付日（次年度以降）
4～6月分の奨学金	5月末	5月10日
7～9月分 〃	7月10日	7月10日
10～12月分 〃	10月10日	10月10日
1～3月分 〃	1月10日	1月10日

※交付日が土・日及び祝日の場合は前営業日を予定しています。

12 奨学金の返還

- (1) 奨学金は貸与制（無利息）であり、貸与終了後は**返還の義務があります**。
- (2) 返還開始時期は、大学等を卒業した日、奨学金の貸与期間が満了した日又は貸与を取り消された日から6か月経過後（7か月目）からです。
- (3) 貸与を受けた奨学金は、口座振替により月賦で返還することになります。
- (4) 正当な理由がなく、奨学金を返還すべき日までにこれを返還しなかったときは、延滞利息を支払うことになります。
- (5) 次の場合は、**申請により奨学金返還の履行期限を猶予することができます**。
 - ・ 在学中に、貸与期間が満了した場合、又は貸与を取り消された場合は、6か月経過したときから、退学又は卒業後6か月までの期間
 - ・ 退学又は卒業後、返還開始前に他の学校等へ入学した場合は、返還開始時から、他の学校等を退学又は卒業後6か月までの期間
更に、他の学校等へ入学した場合も同様の期間
 - ・ 返還開始後、他の学校等へ入学した場合は、入学したときから、退学又は卒業後6か月までの期間
 - ・ 理事長がやむを得ない事情があると認めた場合

【返還額（参考）】

進学予定先		貸与月額	貸与総額	返還回数	月賦返還額
短大・専修学校 (2年)	国公立	51,000円	1,224,000円	146回以内	8,400円以上
	私立	64,000円	1,536,000円	167回以内	9,200円以上
大学 (4年)	国公立	51,000円	2,448,000円	225回以内	10,900円以上
	私立	64,000円	3,072,000円	240回以内	12,800円以上

* 全額又は一部繰上返還をすることが可能です。

奨学金貸与申請書（交通遺児等奨学金（大学）：予約募集）

※裏面の保護者自署欄以外は、全て申請者（生徒本人）が記入する

学校が記入します

学校名	※全・定・通 学校コード ○○高校	学科名	普通科	学年	3年
卒業年月	令和 9年 3月 ※卒業見込・卒業				
氏名	フリガナ イクエイ タロウ 育英 太郎	生年月日	昭和 平成 20年 5月 1日	住所コード一覧から転記	
家族住所等	住所コード	鹿児島県	鹿児島市鴨池新町	○-○	
	アパート名 (マンション) 部屋番号	育英アパート101号室		電話番号	090-XXXX-XXXX
進学希望校	名称	◇◇大学	※国公立 私立 ※全・定・通	学部 学科	法学部法政策学科
	貸与開始から卒業までの正規の修学期間		令和9年4月から令和13年3月まで（4年間）		

※世帯の状況	・ひとり親世帯 ・生活保護受給世帯 ・児童養護施設等入所 ・該当なし
--------	---

生計維持者について		※生計維持者は申請者の父母（2名）です。（ひとり親世帯等を除く。） 父母がいない場合は、これに代わって家計を支えている者となります。			
	本人との続柄	氏名	年齢	※所得額課税額証明書を提出する場合は記入	
				課税標準額	市町村民税調整控除額及び市町村民税調整額
1	父	育英 秋男	45	1,681,000 円	調整控除額 1,500 円 調整額 0 円
2	母	育英 春子	45	0 円	調整控除額 0 円 調整額 0 円

生計維持者が扶養する子どもについて						
	本人との続柄	氏名	年齢	在学学校		育英財団の奨学生又は返還中の場合は奨学生番号（7桁）を記入してください。
				学校名	学年	
1	本人	育英 太郎	18	○○高校	3	
2	姉	育英 花子	20	無職		XXXXXXXX
3	弟	育英 二郎	9	○○小学校	4	
4						奨学生番号(7桁)を記入
5						
6						
7						

奨学金貸与申請に至った家庭の生活状況やその他特記すべき事情を詳しく記入してください。

大学等での目標を100文字以上で記入してください。

奨学金は、給付型（もらう）ではなく、貸与型（借りる）であり、卒業後は、必ず返還が必要となります。卒業後の奨学金返還の計画、決意を記入してください。

貴財団の奨学生として採用の上、奨学金を貸与して下さるよう申請します。

令和 年 月 日

本人
(本人自署)

氏名 **育英 太郎**



保護者
(保護者自署)

氏名 **育英 秋男**



公益財団法人鹿児島県育英財団理事長 殿

【注意事項】

- (1) ※印の欄は、該当するものを○で囲むこと。
 - (2) 「住所コード」欄は、別添「住所コード一覧」を参照し記入すること。
- * 御記入いただいた情報は、奨学金以外の目的には利用されません。